

2013 年 1 月



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

43, rue de Liège 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 9493 29

E-mail : [contact@caderas-martin.com](mailto:contact@caderas-martin.com)

## **【2013 年度予算法及び 2012 年度修正予算法】**

### **Loi de Finances pour 2013 et Lois de Finances pour 2012**

2013 年度予算法、また 2012 年修正予算法の主要点をあわせて以下にまとめてみます。

#### **I. 法人税 (IS) の税率**

2012 年 1 月 1 日以降終了の事業年度について、法人税 (IS =Impôt sur les Sociétés) の税率は変更なしで、33.33%と定められています。

763,000 ユーロ以上の法人税を払う企業においては 3.3%の社会保険補填税がかかります。

また、2011 年 12 月 31 日より 2015 年 12 月 31 日の期間に決算日を持つ、課税対象売上が 2 億 5 千万ユーロを越える企業は、法人税額の 5%を特別付加税として支払う義務があります。

## **I I. 法人税の欠損金繰越**

(2011年9月8日発布 2011年第2次修正予算法)

### **A) 欠損金の繰越**

-利益が100万ユーロ以下の企業には、変更はありません。欠損金の繰越は制限なくできます。

-2012年12月31日以降の決算日から、利益が100万ユーロを超える企業の場合、過去の欠損金額は、100万ユーロとそれを差引いた当該年度の利益の50%（以前は60%まででしたが）を割増した金額までしか繰り越すことができなくなります。残りの欠損金は、無期限に繰り越すことが可能です。

### **B) 欠損金の繰戻し(キャリーバック)**

欠損金の繰戻しは、過去一事業年度に制限されることになりました。従って前年度の利益にのみ、繰戻しが可能ということになります。上限は100万ユーロです。

## **III. 損益に関わる課税・措置**

### **A) 資本参加証券譲渡益の課税**

2年以上所有の資本参加証券の譲渡益に対しては12%の課税がされます。尚、堂決算期の譲渡損との相殺は認められません。

### **B) 財務費用の一部損金不算入**

財務費用ネット額が少なくとも300万ユーロを超える場合は、この財務費用ネット額の15%分を損金不算入にするという規定が提案されています。2012年12月31日かそれ以降の決算期より適用されます。

対象となるのは、連結納税の場合、グループ企業外で発生した財務費用です。連結納税が必要なケースなどです。

### C) 配当付加税 (2012 年第 2 次修正予算法)

予算法発効日 (2012 年 8 月 17 日) 以降に支払われる配当金に対して、3%の付加税が課せられることとなります。配当支払日の次の予定納税の際、法人税の付加税も合わせて支払を行うこととなります。(この税は、外国の有価証券集団投資機関 OPCVM へ支払われていた配当金に関する源泉徴収の廃止に伴う税収減少を、補填するために設けられました。)

付加税は、2008 年 8 月 6 日付 EU 指令に定められている中小企業 PME を除く企業に適用となります。対象外となる中小企業とは、従業員が 250 名以下の企業で、売上が 5 千万ユーロを下回るか、あるいは、BS 合計が 4 千 300 万ユーロを下回る企業です。また同じ税務上のグループにも適用されません。

### IV. 定額法人税 (IFA)

定額法人税 (IFA) は、法人税の課せられる企業に支払う義務があり、売上高が 1 千 5 百万ユーロを超える企業が対象となります。

定額法人税の税区分	
税抜き売上高及び財務収益額	定額法人税 IFA の金額
$15.000.000 \text{ €} \leq CA < 75.000.000 \text{ €}$	20.500 €
$75.000.000 \text{ €} \leq CA < 500.000.000 \text{ €}$	32.750 €
$CA \geq 500.000.000 \text{ €}$	110.000 €

定額法人税 IFA は、2006 年より法人税には計上できなくなりましたが、損金とすることが可能です。原則として、この税は 2014 年 1 月 1 日をもって廃止される予定ですが、政府予算の問題から廃止が実施されるかどうかはわかりません。

### V. 試験研究タックスクレジット (C. I. R)

A/これまでの措置

2008 年 1 月 1 日以降、産業及び商業を営む企業は研究費 100M ユーロまでは 30%、

それ以上に対しては、5%のタックスクレジットが享受できるようになっています。さらに、試験研究タックスクレジットは研究開発費用のボリュームに対してのみ計算され、以前のように増加分に対して計算されることはなくなりました。これら対象となる金額と税率に変更はありません。

また、企業が初めて試験研究タックスクレジットの恩恵を受ける場合は、初年度は40%、2年目は35%の割増率適用となります。

2013年1月1日以降計算されたタックスクレジットに関して、この割増率適用は廃止される見込みです。

#### B/中小企業（PME）に対する措置適用の拡大【イノベーションCIR】

2013年1月1日より、上記の研究以外でのプロトタイプ構想のために作成あるいは新規購入した試算の減価償却費、人件費、作動費、特許、商標、モデルタイプに関わる費用に関しても、中小企業は、タックスクレジットの計算ベースに参入することができます。

ベースとなる支出額は、年間40万ユーロを上限とし、20%のタックスクレジットが適用されるようになります。

これらの措置から、研究開発分野において、フランスが魅力的であることは引き続き変わりません。

#### **VI. C. I. C. E. (Crédit d'Impôt pour la Compétitivité et l'Emploi) 競争力強化・雇用創出タックスクレジット**

2013年1月1日より、所得税（自由業者など）や法人税をフランスで納めている企業は、暦年で従業員に支払っている賃金総額に対して法人税から競争力・雇用におけるタックスクレジットC. I. C. E. を享受できます。

C. I. C. E. は、法定最低賃金SMICの2.5倍以下の報酬を対象として算定されます。

このタックスクレジットのパーセンテージは2013年に支払われた報酬には4%、2014年以降支払われた報酬には、6%と定められています。

タックスクレジットは、タックスクレジットの恩恵を受けることのできる賃金が

支払われた年度の所得税及び法人税に充当することができます。

超過分は、継続する3年間において税額から控除可能な債権となり、期間終了後、返還可能となります。

タックスクレジットは、配当の増加や企業幹部の報酬増加などに用いることはできません。

さらに、企業は競争力強化の目的（投資、研究、イノベーション、雇用、新市場調査、自己資本の再構築等）にタックスクレジットを活用したいということを決算書上で明記しなければなりません。

法人税を納めている企業にとっては、C. I. C. E. は利益に関わる未払い税金から差引いて計上されることとなります。

## **VII. 付加価値税 (TVA)**

### **1) 税率**

普通税率	19.60%
中間税率	7.00%
軽減税率	5.50%
超軽減税率	2.10%

従来どおり3つの税率が存在し、2013年も、その税率に変化はありません。

2014年1月1日以降、普通税率の19.60%は20%に引き上げられ、軽減税率（食料品やガス・電気料金などの生活必需品に係る税率）の5.50%は5%に引き下げられます。

さらに、中間税率の7%は10%に、コルシカ島で適用されている8%の税率は10%に引き上げられます。

## **VIII. 給与税**

給与税 (Taxe sur les Salaires) は、原則としてTVAの課税対象となっていない企業（駐在員事務所や団体等）が従業員に支払った給与にのみ適用されます。

2013年度はベースになる給与額が、以下のように前年度比2.1%引上げられます：

年次グロス給与額	税率
7 604 € 以下	4.25%
7 604 € – 15 185€	8.50%
15 185 € 以上	13.60%

## **IX. 企業による各種拠出金 (2012年第2次修正予算法)**

### **証券取引税の税率**

株式上場資本金が10億ユーロを超えるフランス企業の株式を金融仲介者が売買する際、2012年8月1日以降、取引高の0.1%の税が課せられることになりました。

その税率は第2次修正予算法によって、0.1%から0.2%に上がりました。

## **X. その他の措置**

### **A/労務関連**

#### **1/超過勤務への社会保障費負担優遇策の廃止**

第2次2012年予算修正法では、2012年9月1日より超過勤務に関する社会保障費個人負担分の免除という優遇策が廃止となりました。雇用者側の定額免除措置も従業員が20名以上の企業には適用されなくなりました。

社会保障費は9月1日以降勤務した分よりこの改正は適用されます。個人所得税は8月1日以降の分が免税措置廃止となり、改正が適用されることとなります。

#### **2/従業員の企業貯蓄を対象とした定率社会保障費の上昇**

業績参加 (Intéressement)、従業員の利益参加 (Participation)、従業員の企業貯蓄プランへの企業補足分 (Abondement)、そして一部の管理職や経営陣 (生命保険を除く) のための追加保険などにおける8%の定率社会保障費 (Forfait Social) フォルフェ・ソシアルの企業側負担の掛金が2012年8月1日より20%になります。

## **XI. 2012年度個人税制関連**

## 1. 所得税 (IR)

2012 年度所得税 (IR) の税率は 5 つあり、5.5%から 45%まで、6 段階の課税得に分かれます。

一世帯の課税対象者数で所得総額を分割した額が、15 万ユーロを越える場合は、新設 45%の税率が適用されることになりました。

課税所得	税率
5 962 € 以下	0
5 963 € – 11 895 €	5.50%
11 896 € – 26 419 €	14.00%
26 420 € – 70 829 €	30.00%
70 830 € – 149 999 €	41.00%
150 000€ 以上	45.00%

2011 年度の所得税より、1 人の世帯の場合 250.000 ユーロから 500.000 ユーロまで、二人の世帯の場合は、500.000 ユーロから 1.000.000 ユーロの所得における 3% を高所得者特別負担税として納める必要があります。一人の世帯の所得が 500.000 ユーロを越える場合、また二人の世帯が 1.000.000 ユーロを越える所得がある場合は、この高所得者特別負担税の税率が 4%に上がります。

2012 年と 2013 年の所得に限って、職業活動により得た収入が各人レベルで百万ユーロを越える場合、2013 年予算法では、合計 75%の税率をかけることを予告しています。この措置は、特に配当金を除く事業収入に関するものです。この措置は、憲法院によって破棄されました。

一方、家族係数による減税効果は 2011 年度に比べ、若干制限される見込みです。子供一人当たり 0.5 の係数が付加されますが、減税効果を制限するために上限が設けられています。

現在は家族係数 0.5 に対して 2.336 ユーロの減税効果ですが、これが 2.000 ユーロに引き下げられます。

## 2/金利・配当収入に対する分離課税の一部廃止

2012 年の収入においては、金利・配当収入に対する分離課税は継続維持されます。

2013 年は、配当金や利子収入に適用されていた天引きが廃止されます。したがっ

て、2012年にすでに分離課税された分は、所得税の前払いとして取り扱われます。  
(配当金に関しては、40%の税控除あり) 生命保険契約など一部例外も残ります。  
その他の所得は、源泉徴収の対象となり、支払うべき税金に充当することができ、  
過払いの場合は、返還されます。

一部控除可能な CSG の税率は、現在の 5.8% から 5.1% になりました。

### 3/有価証券等の譲渡益の課税基準

-2013年予算法では、保持期間に関する厳密な条件を満たせば19%の課税  
定率を維持することを定めています。

-上記の条件が満たされない場合には、保持期間(6年の保持期間に対して  
最大40%)に応じた控除の後、譲渡益は所得税として課税されます。

### B/富裕税 (ISF)

2013年予算法では、2013年1月1日から新しいISFの課税率区分を予告してい  
ます。ISFは1.3Mユーロ以上の資産を保持している場合に課税されます。

<b>課税対象資産純額 (ユーロ)</b>	<b>累進税率</b>
800.000 以下	0%
800.001~1.300.000	0.50%
1.300.001~2.570.000	0.70%
2.570.001~500.000.000	1.00%
500.000.001~10.000.000	1.25%
10.000.001 以上	1.50%

所得の75%を超えないという上限が定められています。

\*



\*

\*

結論としまして、2012年の税金は、特に個人レベルにおいて増加し、企業にとっても同様の比率で公的赤字を削減するための措置が課せられることとなります。